

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(JDSF)

JDSF特定指導員に関する細則

本細則は公認指導員規則第4条第3項のJDSF特定指導員(以下、「特定指導員」という)に関わる具体的な取り扱いを定めたものである。

(特定指導員の区分)

第1条 特定指導員は次のいずれかに該当するものとする

1. 甲種特定指導員: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第二条の推薦の方法により国家公安委員会に推薦した特定指導員
2. 乙種特定指導員: 前項に該当しない特定指導員

(甲種特定指導員年会費)

第2条 甲種特定指導員の年会費は公認指導員登録規程第7条に関わらず、8,000円とする

(ダンススポーツ特定指導員証)

第3条 甲種特定指導員にはその資格を証明する「ダンススポーツ特定指導員証」を発行する

(報酬)

第4条 甲種特定指導員は「ダンススポーツ指導に関する報酬規程」の適用除外とする

(付則)

- ・2013年11月28日制定
- ・2014年01月01日施行
- ・2014年01月26日改定